

県意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 (仮称) ヤマダデンキ清水柿田川店
- (2) 届出日 令和4年9月27日
- (3) 届出内容 法第5条第1項に基づく新設届

2 審査の結果

県意見なし(附帯意見あり)

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく県の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める県の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める県の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める県の意見はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める県の意見はない。

4 附帯意見の内容

- (1) 設置者は、開店後も国道1号、県道富士清水線を含めた周辺道路の交通状況を把握し、ハード対策を含め、安全で円滑な交通の確保に必要な対策を講じること。
- (2) 道路管理者(沼津河川国道事務所、静岡県沼津土木事務所、清水町)や交通管理者(静岡県警)が、来店車両を原因とする混雑等が周辺道路に生じていると判断した場合、設置者は、早期の関係機関と協議の場の設置、並びに対策の必要性等についての指導に応じること。